自然災害に被災された方への財形持家転貸融資の特例措置について

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害(以下「自然災害」という。)により住宅に被害を受けた勤労者が、新たに財形持家転貸融資の申込みをする場合に、次のとおり貸付金利の引き下げ等の措置を実施します。 (赤字部分は令和2年9月1日~)

労者が、新たに	財形持家転貸融資	の申込みをする場合に、次の	げ等の措置を実施します。 (<mark>赤字</mark> 部分は 令和2年9月1日〜)				
	自然災害で被害を受けた場合			自然災害のうち、指定(激甚)災害で被害を受けた場合			
	借入日から当初5年間、通常金利から0.2%引下げ ※子育て勤労者支援金利引下げ特例措置または中小企業勤労者貸付金利引 下げ特例措置(当初5年間、通常金利から0.2%引下げ)との併用が可能			借入日から当初10年間、通常金利から0.2%引下げ ※子育て勤労者支援金利引下げ特例措置または中小企業勤労者貸付金利引 下げ特例措置(当初5年間、通常金利から0.2%引下げ)との併用が可能			
貸付金利		~5年経過日	5年経過日後		~5年経過日	~10年経過日	10年経過日後
	災害	申込時の通常金利より ▲0.2%	5年経過後の通常金利	災害	申込時の通常金利 より▲0.2%	5年経過後の通常 金利より▲0.2%	10年経過後の 通常金利
※7/1現在の通常金利 0.67%	<u>災害+子育て</u> または 災害+中小企業	<u>申込時の通常金利より</u> ▲0.4%	5年経過後の通常金利	<u>災害+子育て</u> <u>または</u> 災害+中小企業	<u>申込時の通常金利</u> より▲0.4%	<u>5年経過後の通常</u> 金利より▲0.2%	10年経過後の 通常金利
利用できる方	〈住宅の建設・購入の場合〉 財形持家転貸融資が利用できる勤労者(※)のうち、自然災害により、居住していた住宅が被害を受けたことにより新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方 (※)財形貯蓄を1年以上継続し、50万円以上の残高があることなどが必要です。詳細は(独)勤労者退職金共済機構のHPをご覧ください。 〈住宅の補修の場合〉 財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、自然災害により、災害発生時に居住していた住宅が被害を受けたことにより住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方						
	・住宅の新築資金(土地の取得・整備資金を含む) ・新築住宅の購入資金 ・中古住宅の購入資金 ・住宅の補修資金						
融資限度額	次の1、2のいずれか低い額 1 申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高(合計)の10倍の額(最高4,000万円) 2 住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得(整備を含みます。)に必要な額(所要額)の <u>99%</u> 相当額以内の額又は住宅の補修に必要な額(所要額)の <u>99%</u> 相当額以内の額 級 <u>200</u> 90額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てる。 ※ 融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切ります。						
	最長35年以内 希望により、借入日から3年以内(補修の場合は1年以内)の元金据置期間(利息のみの支払期間)の設定が可能 ※ 元金据置期間を設定した場合には、据置期間分、返済期間が延長される						
申込期間	り災日から2年が終	圣過する日まで	り災日から5年が経過する日まで				